

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
亀山市	中庄・下庄地区	令和4年2月17日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	73.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

後継者がいない人が多いため、認定農業者や、新たな農地の受け手に上手く集約できるように話合いが必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落内の耕作者が中心経営体となる認定農業者へ位置づけられるよう集落で協力していく。

集落内で新たに認定農業者を希望する者がいれば、集落でサポートし、規模拡大しやすい体制をつくる。

経営農地の集約化を目指し、農地の機構への貸付を勧奨していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	—	水稻、野菜	ha	水稻	ha	昼生集落
認農	—	水稻	ha	水稻、野菜	ha	昼生集落
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者において貸付け等の意向が確認された農地は、16.5haとなっている。農地の出し手の意向を聞く中で、貸付け等を推進する。

農地中間管理機構の活用方針

昼生地区を重点実施地区とし将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクとしての機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手へ貸付けを進め、機構を通じて他の中心経営体への集積・集約化を進めていく。

鳥獣被害防止対策、耕作放棄地対策の取組方針

鳥獣害対策として、侵入防止柵の設置・管理や捕獲の推進を図るとともに、被害防止につながる耕作放棄地の解消にも取り組む。

集落内での新たな認定農業者の育成

将来の中心経営体となる見込みのある担い手に、集落全体でサポートを行っていく。